

## 企業型DCの運用商品の除外方法の追加について 【DC法令解釈通知等の一部改正】

2021年7月28日、「確定拠出年金制度について」（DC法令解釈通知）等が改正され、企業型DCの運用商品の除外方法の追加が行われました。

※通知「「確定拠出年金制度について」の一部改正について」（年発0728第3号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000812532.pdf>

通知「「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について」（年企発0728第1号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000812535.pdf>

事務連絡「確定拠出年金Q&Aの改定について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000812540.pdf>

当該内容を含む、7月28日公布・発出分の改正内容の概要については、以下メルマガでご案内しております。

<ご参考>

DC法施行規則・通知の一部改正について（7月28日公布・発出分）（メルマガ）

[https://www.sa.nissay.co.jp/\\_media/info2021/magazine/n320\\_nenkin\\_magazine\\_20210730.pdf](https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2021/magazine/n320_nenkin_magazine_20210730.pdf)

本『年金NEWS』では、この改正で追加された運用商品の除外方法について、解説いたします。

\* 本資料では、「確定拠出年金」を「DC」と表記します。

### 【内容】

- I. 運用商品の除外方法の追加について
- II. 適用日等

#### 年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

# I. 運用商品の除外方法の追加について

- 過去分の現金化を伴う現行の取扱い（次ページ<ご参考>ご参照）は、例えば、手数料などで除外対象の商品が同種の他の商品よりも劣っている場合には、望ましくない商品を保有し続けることを避けるという点では、適当な方法であると言える。
- 他方で、例えば、労使の協議を踏まえて商品構成を見直し、保険商品の本数を減らして代わりにリスク・リターン特性の異なる運用商品を追加する場合等は、必ずしも過去分の現金化を伴わない方法が適当な場合も考えられる。

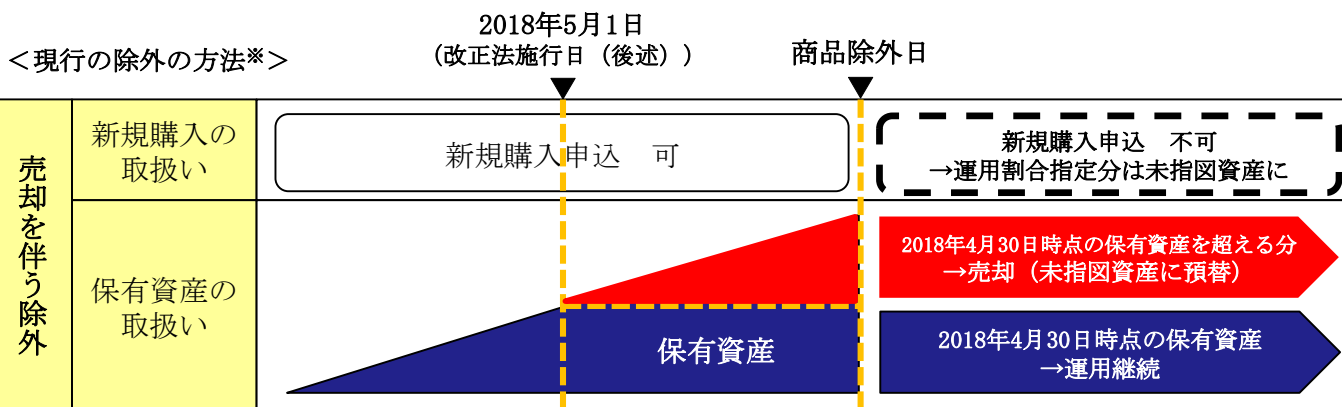


- 商品除外の方法を改善し、必ずしも過去分の現金化を伴わない将来分のみを除外（=過去分の現金化を伴わない「閉鎖型」）することもできるよう、対応の選択肢を追加する（DC法令解釈通知の改正）。

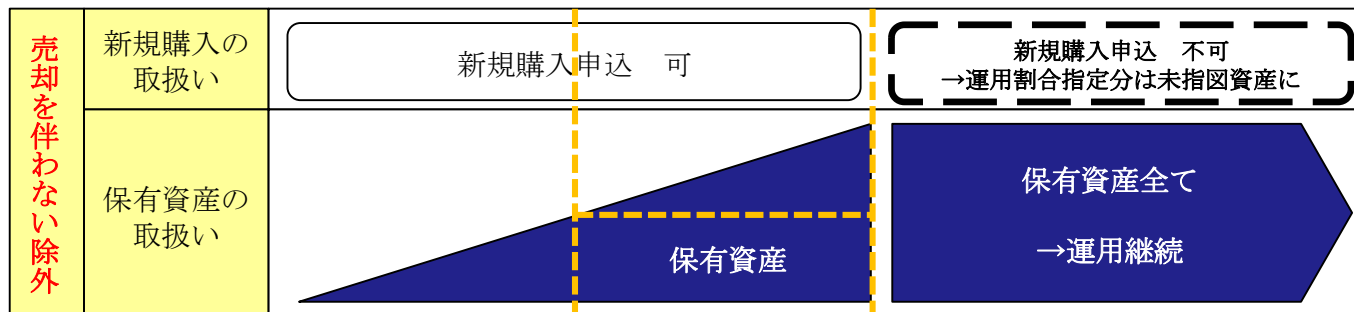
<DC法令解釈通知（2021年7月28日改正）>

改正前	改正後（2021年7月28日以降）
<p>第6 運用の方法の除外に関する事項</p> <p>1. 運用の方法の除外の具体的な手順について 確定拠出年金運営管理機関等は、運用の方法の除外をしようとするときは、以下の手順により行うこと。</p> <p>(1) 確定拠出年金運営管理機関等は、労使で十分に協議・検討された結果を踏まえ、どの運用の方法を除外しようとするかを決定すること。</p>	<p>第6 運用の方法の除外に関する事項</p> <p>1. 運用の方法の除外の具体的な手順について 確定拠出年金運営管理機関等は、運用の方法の除外をしようとするときは、以下の手順により行うこと。</p> <p>(1) 確定拠出年金運営管理機関等は、労使で十分に協議・検討された結果を踏まえ、</p> <p>① どの運用の方法を除外しようとするか ② <b>既に保有している運用の方法について、売却を伴う除外とするか又は売却を伴わない除外とするか（以下「除外の方法」という。）</b> を決定すること。</p>

- 「除外の方法」のイメージは以下のとおり。



### <追加された除外の方法>



※現行の除外の方法（売却を伴う除外）の概要については、次ページ<ご参考>をご参照ください。

## Ⅱ. 適用日等

○適用日等については以下のとおり。

- ・発出日：2021（令和3）年7月28日
- ・適用日：2021（令和3）年7月28日

### <ご参考>運用商品除外規定の緩和（2016年改正）について

○運用商品除外については、2016年DC法改正により、同意要件が緩和されたところ（施行日：2018年5月1日）。

改正前	改正後（2018年5月1日以降）
<ul style="list-style-type: none"><li>・運用商品を除外するためには、除外しようとする <b>運用商品の選択者全員の同意が必要</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>運用商品の選択者の3分の2以上の同意</b>に緩和</li></ul> <p>（注）同意を得るための通知をした日から3週間以上で規約に定める期間を経過しても<b>同意・不同意の意思表示がない場合は、同意したものとみなす</b></p> <p>&lt;経過措置&gt; 施行日（2018年5月1日）前に提供されている運用商品において、施行日前の掛金に係る部分を除外する場合は、従前どおり全員の同意が必要</p>

○これまで、商品除外に当たっては、過去分の売却を行うものとして扱われてきた。

○上記の2016年改正によって、商品選択者の3分の2以上（かつ、全員には満たない）の同意を得た場合、経過措置によって、

- ・改正法施行日（2018年5月1日）以後の掛金に係る部分については、除外（現金化）
- ・改正法施行日（2018年5月1日）前の掛金（過去分）に係る部分については、運用継続（除外できない）という結果になる。

以 上